

【令和7年度】仙台市立学校教員（常勤講師）（60歳以上※）の勤務条件

※令和7年3月31日時点で60歳以上の方

- 1 任用区分** 臨時的任用職員
- 2 任用期間** 原則として6か月以内。一度に限り6か月以内の更新が可能。
※代替講師としての任用の場合は正職員の休暇等の期間に応じる。
- 3 勤務時間** 正職員の例による。（1週間当たり38時間45分）
- 4 勤務を要しない日** 日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- 5 休暇**
 - (1)年次有給休暇** 任用期間の月数に応じる。（時間単位で取得可）
（例）6か月任用される場合、10日付与
 - (2)その他の休暇** 有給：病気休暇、産前休暇、産後休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、配偶者出産補助休暇、忌引等
無給：家庭支援休暇、介護部分休業等
- 6 給料・諸手当**
 - (1)給与月額** 【小学校，中学校】
月額 309,000 円
【高等学校，中等教育学校，特別支援学校】
月額 312,800 円
※給料，教職調整額，地域手当，義務教育等教員特別手当の合計。
 - (2)手当** 再任用職員と同等。
（上記のほか，通勤手当，特殊勤務手当，給料の調整額，期末手当及び勤勉手当等）
- 7 社会保険** 健康保険及び厚生年金保険（2か月超の任用が見込まれる方のみ）
雇用保険（31日以上任用が見込まれる方のみ）
- 8 服務規律** 営利企業等の従事制限（兼業の制限）：あり（正職員と同等）
その他服務規律：正職員と同等。